



第63期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成27年6月24日（水曜日）午前10時

場 所

時事通信ホール

議 案

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式等の大規模買付行為への
対応策（買収防衛策）の継続の件 |

経営理念

新たな価値を創造し、 世界のお客様に信頼される会社を実現する

経営方針

1. グローバル企業としてさらなる発展をめざす
2. ファブレス&ファクトリー機能を強化し、卓越した強みを創造する
3. 企業の成長を通し、社員の幸福と社会貢献を実現する

Contents

株主の皆様へ	1
第63期 定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	4
連結計算書類	20
計算書類	23
監査報告	26
株主総会参考書類（議案）	30

ご参考

トピックス	50
企業情報	51
株主メモ	52

To Our Shareholders

株主の皆様へ

平素は当社の事業経営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期の世界経済は、米国を中心とする先進国は概ね堅調に推移しましたが、中国の成長が伸び悩むなど、新興国は総じて減速基調となり、世界経済全体の成長のペースは緩やかなものとなりました。

当社グループの主力事業分野であります自動車業界におきましては、北米での需要回復はありましたが、日本やアセアンなどの低迷により、グローバルでの生産台数は微増にとどまりました。

このような状況下、当社グループでは積極的な事業展開により業績の拡大に取り組んでまいりました結果、為替の円安効果もあり、売上高並びに各利益とも前期を上回る実績となりました。

今後の経営環境は、日本を含め先進国は緩やかな経済成長が見込まれるものの、中国や新興国の減速感の強まりや資源国の落ち込みなどもあり、今後の動向、自動車業界への影響について注視していく必要があります。

当社グループは、グローバルサプライヤーとして、「ファブレス&ファクトリー」機能を最大限に活用し、引き続き業績の拡大と経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年6月



代表取締役社長
前川 富義

(本店所在地) 東京都港区虎ノ門三丁目7番2号
株式会社オーハシテクニカ
代表取締役社長 前川 富義

第63期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第63期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第63期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の 継続の件

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール

（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成27年6月23日（火曜日）午後5時到着分まで

- 当日ご出席の際は、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<http://www.ohashi.co.jp>)

(提供書面)

事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、新興国の成長は減速基調であるものの、先進国の安定的推移により、概ね前期並みの成長を維持いたしました。

当社グループの主力事業分野であります自動車業界におきましては、北米での需要回復はありましたが、日本やアセアンなどの低迷により、グローバルでの生産台数は微増にとどまりました。

このような状況下、当社グループでは積極的な事業展開により業績の拡大に取り組んでまいりました結果、為替の円安効果もあり、売上高並びに各利益とも前年を上回る実績となりました。

当連結会計年度の売上高は、398億4千9百万円（前連結会計年度比1.8%増）、営業利益は39億9千3百万円（同10.2%増）、経常利益は41億7千6百万円（同11.5%増）、当期純利益は27億1千万円（同18.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資額は8億5千1百万円で、その主な内容は次のとおりであります。なお、当該設備投資資金につきましては、自己資金を充当いたしました。

イ. 国内

国内では、当社のソフトウェアの取得に8千1百万円、金型の取得に3千9百万円、子会社であるオーハシ技研工業株式会社の機械設備及び金型・検査器具の取得に1億9千万円等、合計で3億6千万円の設備投資を行いました。

ロ. 海外子会社

海外子会社においては、米国子会社であるOHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING INC. の機械設備に2億1千万円、工場増築に8千8百万円、タイ子会社であるOHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.等の機械設備及び金型に8千7百万円、中国子会社である大橋精密件（上海）有限公司の金型及び検査器具に2千万円等、合計で4億9千1百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

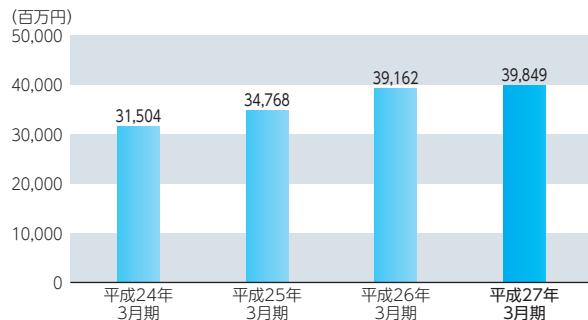
当期における資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

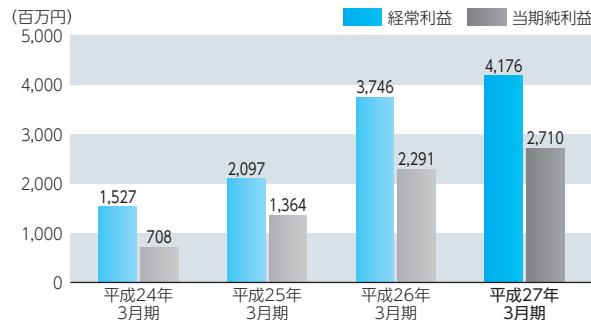
区 分		第60期 平成24年3月期	第61期 平成25年3月期	第62期 平成26年3月期	第63期 平成27年3月期
売上高	(千円)	31,504,787	34,768,834	39,162,770	39,849,995
経常利益	(千円)	1,527,736	2,097,484	3,746,815	4,176,021
当期純利益	(千円)	708,529	1,364,798	2,291,797	2,710,398
1株当たり当期純利益		45円34銭	87円33銭	145円22銭	177円89銭
総資産	(千円)	26,269,910	26,607,509	31,551,850	34,891,153
純資産	(千円)	14,161,381	16,451,440	20,463,166	23,745,518

参考資料（連結ベース）

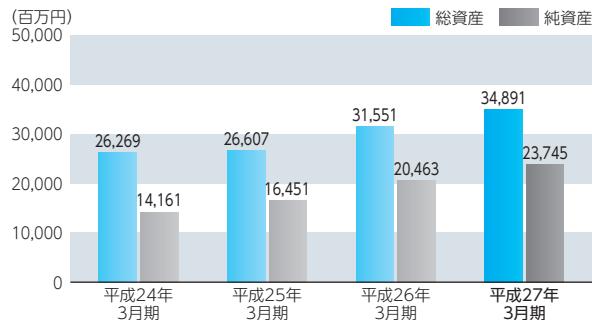
売上高



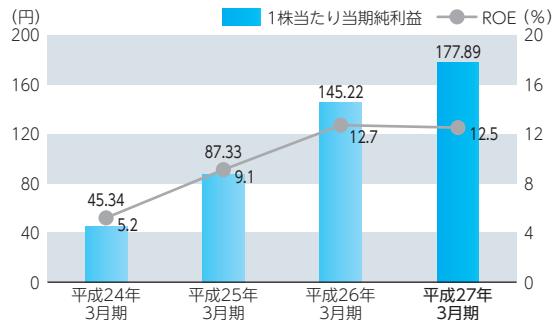
経常利益・当期純利益



総資産・純資産



1株当たり当期純利益・自己資本当期純利益率 (ROE)



地域別売上高

■日本

自動車メーカーの生産が、内需低迷や輸出の伸び悩みによる影響を受けたものの、新規受注の増加などにより、売上高は217億5千万円（前期比1.0%増）となりました。

■米州

米国では主要得意先である日系自動車メーカーの減産影響を受けたものの、円安効果もあり、売上高は95億9百万円（前期比4.0%増）となりました。

■アセアン

タイ国では景気低迷による日系自動車メーカーの減産が継続し、売上高は28億8千1百万円（前期比19.2%減）となりました。

■中国

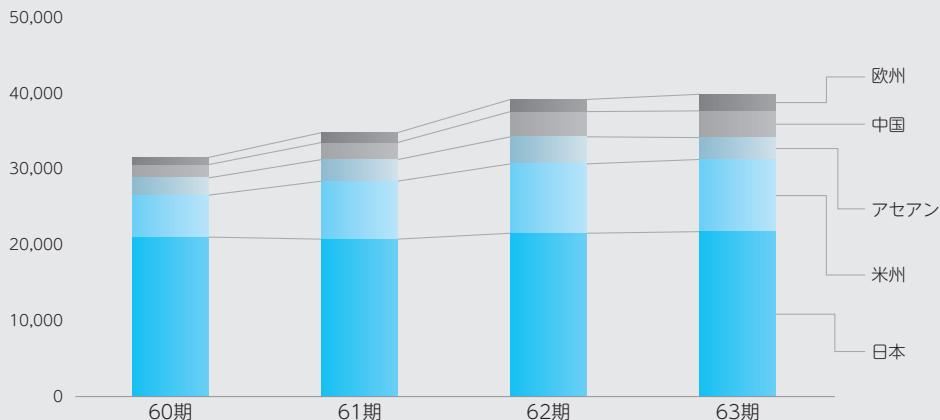
年度後半に日系自動車メーカーの減産影響を受けたものの、円安効果もあり、売上高は35億1千9百万円（前期比6.0%増）となりました。

■欧州

日系自動車メーカーの減産影響を受けたものの、新規受注の増加により、売上高は21億9千万円（前期比36.8%増）となりました。

地域別売上高(売上高構成比)の推移

(単位:百万円)



	60期 平成24年3月期	61期 平成25年3月期	62期 平成26年3月期	63期 平成27年3月期
■日本	21,010 (66.7%)	20,743 (59.7%)	21,537 (55.0%)	21,750 (54.6%)
■米州	5,516 (17.5%)	7,632 (22.0%)	9,139 (23.3%)	9,509 (23.9%)
■アセアン	2,282 (7.2%)	2,839 (8.2%)	3,564 (9.1%)	2,881 (7.2%)
■中国	1,748 (5.6%)	2,247 (6.5%)	3,320 (8.5%)	3,519 (8.8%)
■欧州	946 (3.0%)	1,305 (3.8%)	1,600 (4.1%)	2,190 (5.5%)
合計	31,504 (100.0%)	34,768 (100.0%)	39,162 (100.0%)	39,849 (100.0%)

注) 上記の数値は外部顧客に対する売上高

(3) 重要な子会社等の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率		主要な事業内容
		直接所有	間接所有	
オーハシ技研工業株式会社	499,000千円	100.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
株式会社オーハシロジスティクス	100,000千円	100.0%	－	物流事業
OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.	5,500千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の販売
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING INC.	4,500千米ドル	－	100.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.	18,400千メキシコペソ	99.9%	0.1%	自動車関連部品の販売
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.	407,000千タイパーツ	100.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.	95,000千タイパーツ	－	60.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA UK,LTD.	1,000千英ポンド	100.0%	－	自動車関連部品の販売
大橋精密件（上海）有限公司	4,000千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の販売
大橋精密件製造（広州）有限公司	12,500千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の製造
広州大中精密件有限公司	6,000千米ドル	70.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
大橋精密電子（上海）有限公司	3,000千米ドル	100.0%	－	情報通信関連部品等の製造・販売
株式会社テーケー	53,000千円	33.8%	－	自動車関連部品の製造・販売

- (注) 1.OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING INC. の間接所有比率（100.0%）は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. が所有しております。
2.OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.の間接所有比率（0.1%）は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. が所有しております。
3.OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD. の間接所有比率（60.0%）は、OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD. が所有しております。
4.OHASHI S.I. (THAILAND) CO.,LTD. は、平成27年2月25日に清算が完了いたしました。
5.平成26年11月7日に、株式会社テーケーの発行済株式総数の33.8%を取得し、同社を持分法適用の関連会社といたしました。
6.平成27年4月17日に、台湾大橋精密 股份有限公司（100%出資子会社）を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念で掲げている「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」ために、グループを挙げて、以下の課題に取り組んでまいります。

① グローバル事業体制の強化、拡充

- (イ) 新事業拠点展開や既存拠点の機能強化等による対応力向上
- (ロ) 独自技術の積極展開、製造機能強化、供給機能強化等による競争力向上

② 強みのある製造基盤の構築

- (イ) 各製造拠点の生産対応能力を拡大し、ファクトリー機能を強化する
- (ロ) 独自の加工技術の開発

③ 供給体制、供給機能の強化・充実

- (イ) 調達先企業との戦略的な関係強化
- (ロ) グローバル調達体制の強化

④ 企業価値向上への取組み継続

- (イ) 実効的なコーポレート・ガバナンスの実現
- (ロ) ステークホルダーへの安定的な還元

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

- ① 自動車関連部品等の設計開発・製造・販売
- ② 物流業務並びに輸出入業務

(6) 主要な営業所等 (平成27年3月31日現在)**① 本社、営業部門、調達部門、海外事業部門**

本社		東京都港区
営業部門	営業本部	東京都港区
	栃木営業グループ	栃木県宇都宮市
	浜松営業グループ	静岡県浜松市
	名古屋営業グループ	愛知県高浜市
	大阪営業グループ	大阪府大阪市
	北関東営業グループ	群馬県太田市
	南関東営業グループ	神奈川県伊勢原市
	首都圏第一営業グループ	東京都国立市
	首都圏第二営業グループ	東京都国立市
	企画開発グループ	静岡県浜松市
調達部門	調達部	東京都台東区
	第一調達チーム	東京都台東区
	第二調達チーム	東京都台東区
	第三調達チーム	東京都台東区
海外事業部門	海外事業部	東京都港区
	海外営業チーム	東京都港区
	海外業務チーム	神奈川県横浜市

② 子会社

オーハシ技研工業株式会社	愛知県東海市
株式会社オーハシロジスティクス	東京都国立市
OHASHI TECHNICA U.S.A., INC.	米国オハイオ州サンバリー
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING INC.	米国オハイオ州サンバリー
OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.	メキシコ国グアナファト州
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国サムットプラカーン
OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国プラチンブリ
OHASHI TECHNICA UK, LTD.	英国ウィルトシャー州スウィンドン
大橋精密件(上海)有限公司	中国上海市
大橋精密件制造(広州)有限公司	中国広州市
広州大中精密件有限公司	中国広州市
大橋精密電子(上海)有限公司	中国上海市

③ 持分法適用関連会社

株式会社テーケー	長野県上伊那郡
----------	---------

(7) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
809名 (88名)	8名増 (10名減)

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178名 (6名)	6名減 (6名減)	42.9歳	13.5年

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入れ先の状況 (平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,240,040株 |
| ③ 株主数 | 6,168名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
オーハシテクニカ取引先持株会	1,396,900株	9.1%
株式会社みずほ銀行	751,400	4.9
日本生命保険相互会社	660,000	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	526,800	3.4
阿部 泰三	486,600	3.2
久保 好江	472,680	3.1
久保 雅嗣	472,680	3.1
日野自動車株式会社	400,000	2.6
大橋 玲子	353,700	2.3
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.2

(注) 当社は自己株式1,047,749株を保有しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権の状況

- ① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 川 富 義	
常務取締役	柴 崎 衛	
取締役	小 林 正 一 郎	海外事業部長
取締役	豊 田 孝 二	オーハン技研工業株式会社 代表取締役社長
社外取締役	田 口 武 尚	
常勤監査役	瀬 口 悦 雄	
社外監査役	三 好 徹	株式会社精工技研 社外監査役
社外監査役	新 妻 幹 夫	

- (注) 1. 取締役田口武尚氏は、社外取締役であります。なお、田口武尚氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
2. 監査役三好徹氏及び監査役新妻幹夫氏は、社外監査役であります。なお、三好徹氏及び新妻幹夫氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
3. 監査役新妻幹夫氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役三好徹氏が社外監査役を兼職する株式会社精工技研と当社の間には特別な関係はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	166,404千円 (8,010千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	23,400千円 (10,800千円)
合 計	8名	189,804千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含み19,846千円）は含まれておりません。
2. 取締役の支給額には役員賞与73,825千円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外監査役の重要な兼職の状況

氏名	兼職先及び兼職内容
三好 徹	株式会社精工技研 社外監査役

※監査役三好徹氏が社外監査役を兼職する株式会社精工技研と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
田口 武尚	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、税理士としての専門的知識や豊富な経験を活かし、独立した立場から企業価値向上に向けた適切な助言を行っております。
三好 徹	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会10回のうち10回に出席し、弁護士の視点から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において必要な発言を行っております。
新妻 幹夫	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会10回のうち10回に出席し、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	30,000千円

(注) 1. 当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法または金融商品取引法《これらに相当する外国の法令を含む》の規定によるものと限る）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、監査役会が定める会計監査人评价基準に基づき、会計監査人の法令違反による懲戒や監督官庁からの処分の有無及び状況、独立性、監査人員体制、監査実務対応、監査報酬の水準等を評価し、過半数の監査役の同意に基づき解任または不再任の議案を決定します。

(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制

平成27年4月28日開催の当社取締役会において決議いたしました上記体制についての概要は、以下のとおりであります。

① 当社及び子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業として法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をするべく、オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」を制定し、また役員及び全従業員を対象とした行動指針として、オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」を定め、当社及び子会社内で周知徹底を図る。
- ロ. グループ全体の業務の適正を確保するため、社長直轄の「内部統制統括部」を設置し、関係部門と協力して内部統制の整備・運用状況の評価を行う。
- ハ. コンプライアンス担当部署として、内部統制統括部の下にコンプライアンス・リスク管理チームを、さらに内部統制全般、コンプライアンス、リスク管理に関する重要問題を討議するための常設協議機関として「内部統制委員会」を設置する。
- ニ. 法令・定款・諸規則並びに規定に反する行為を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として内部通報制度を、また社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報制度（ホットライン）を設置し、運用を行う。
- ホ. 内部監査部門により、子会社も含め実効性のある業務監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書により保存し、これらは別途定める文書管理取扱要領に基づき保存・管理するものとする。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規定その他の体制

内部統制を管轄する組織の中に、リスク管理を統括する部門であるコンプライアンス・リスク管理チームを置き、リスク管理規定を定め、当社及び子会社を含めた管理体制の構築・運用を行う。

併せて内部監査部門が部門ごとのリスク管理の状況を監査し、改善に努める。また自然災害やシステム障害等に備え、緊急時の対策マニュアルとして「事業継続計画」(Business Continuity Plan)の策定及び見直しを行い、予測リスクの極小化及び最短時間での基幹業務の復旧を図るための体制を整備する。

④ 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、事前に経営戦略会議において審議を行い、その審議を経て取締役会で決定する。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定、職務権限規定において、当社及び子会社を含め、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

- ハ. 取締役会において決定された中期経営計画及び年度業務計画については、取締役、各事業部門長から構成された主管業務報告会において、毎月1回、業績並びに課題を報告させ、具体的な対策・指導を実施する。
- 二. 子会社の経営に関する重要事項については、必要に応じ事前に経営戦略会議における審議を経て、取締役会で決定する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 国内及び海外の子会社の管理については、「国内関係会社管理要領」「海外関係会社管理要領」に基づき、各子会社の事業を所管する事業部門と連携して各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。また、必要に応じて取締役及び監査役に就任することを含め、各社への指導、支援を行う。
- ロ. 子会社から担当役員への報告事項を、上記各管理要領に定め、これを受けて担当役員が取締役会に報告する。また、海外子会社社長を、年2回本社に召集してグローバル経営戦略会議を開催し、子会社社長からの報告を受け、当社取締役による指示・指導を実施する。
- ハ. さらに、子会社の業務活動全般についても内部監査の対象とし、グループとしての内部管理体制の構築を推進する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに、当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を得た上で決定すること、また、当該使用人は当該業務に関して監査役の指揮命令に従うこととし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、役職員による不正行為や重要な法令・定款違反を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生した場合は、監査役に報告することとする。また前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができることとする。
- ロ. 監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営戦略会議その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対してその説明を求めることができるものとする。
- ハ. 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- 二. 監査役や通報窓口へ通報を行った者に対し、通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない旨定め、役職員に周知徹底する。

ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還に関しては、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社並びに子会社からなる企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図るものとする。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固たる決意で一切の関係を遮断する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、組織をあげて断固として対決するために、経営トップによる絶縁宣言を行うとともに、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、関係会社も含めた反社会的勢力排除にむけた教育、啓発活動を実施する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかし、明白に当社の企業価値や株主共同の利益を侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、こうした企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの概要

当社グループの特徴と強みは、国内外において「ファブレス&ファクトリー」機能を最大限に活用しながら、市場の変化を予測し、様々な技術領域を超えたグローバルサプライヤーとして、お客様への部品供給を実現できることにあります。こうした事業展開を可能にするため、社員の教育・研修に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。

さらに、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断的努力により維持発展させていくことが、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

③ 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会決議により、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたし、平成24年6月21日開催の当社第60期定時株主総会におきまして、内容の一部を改定した上で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取るることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、「特別委員会」の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、平成27年6月開催予定の当社第63期定時株主総会の終結の時までとなっております。現在の経済情勢並びに当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保する観点から、平成27年5月18日開催の取締役会におきまして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの有効期間を平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとした上で、継続することを決議しております。

④ 取り組みの具体的な内容に対する、当社取締役会の判断及びその理由

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、経済産業省及び法務省による「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

ロ. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

二. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

ホ. 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

ヘ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会において、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	26,785,294
現金及び預金	12,510,445
受取手形及び売掛金	7,910,277
商品及び製品	4,424,795
仕掛品	430,497
原材料及び貯蔵品	899,775
繰延税金資産	278,073
その他	336,922
貸倒引当金	△5,492
固定資産	8,105,859
有形固定資産	5,158,894
建物及び構築物	1,922,358
機械装置及び運搬具	1,992,618
工具器具備品	401,335
土地	734,259
建設仮勘定	108,322
無形固定資産	466,382
のれん	169,420
ソフトウェア	158,617
その他	138,344
投資その他の資産	2,480,582
投資有価証券	1,234,867
繰延税金資産	43,308
長期預金	600,000
その他	603,753
貸倒引当金	△1,347
資産合計	34,891,153

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,245,341
支払手形及び買掛金	3,348,404
電子記録債務	5,270,009
未払法人税等	533,025
賞与引当金	277,577
役員賞与引当金	70,500
その他	745,824
固定負債	900,294
繰延税金負債	190,796
退職給付に係る負債	613,160
その他	96,337
負債合計	11,145,635
純資産の部	
株主資本	20,410,653
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,627,365
利益剰余金	17,859,584
自己株式	△901,967
その他の包括利益累計額	2,921,419
その他有価証券評価差額金	606,460
為替換算調整勘定	2,320,502
退職給付に係る調整累計額	△5,544
新株予約権	13,804
少数株主持分	399,640
純資産合計	23,745,518
負債・純資産合計	34,891,153

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	39,849,995
売上原価	30,352,496
売上総利益	9,497,498
販売費及び一般管理費	5,504,027
営業利益	3,993,471
営業外収益	189,588
受取利息	41,127
受取配当金	23,615
為替差益	28,056
作業くず売却益	61,578
その他	35,210
営業外費用	7,039
持分法による投資損失	2,501
リース解約損	3,273
その他	1,264
経常利益	4,176,021
特別利益	5,553
固定資産売却益	3,717
新株予約権戻入益	1,836
特別損失	2,766
固定資産除却損	2,656
その他	109
税金等調整前当期純利益	4,178,808
法人税、住民税及び事業税	1,355,194
法人税等調整額	102,407
少数株主損益調整前当期純利益	2,721,206
少数株主利益	10,808
当期純利益	2,710,398

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,825,671	1,636,738	15,583,970	△228,812	18,817,568
当期変動額					
剰余金の配当			△434,784		△434,784
当期純利益			2,710,398		2,710,398
自己株式の取得				△804,890	△804,890
自己株式の処分		△9,372		137,847	128,474
持分法の適用範囲の変動				△6,112	△6,112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△9,372	2,275,613	△673,155	1,593,085
当期末残高	1,825,671	1,627,365	17,859,584	△901,967	20,410,653

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	535,843	736,148	△11,244	1,260,746	37,590	347,260	20,463,166
当期変動額							
剰余金の配当							△434,784
当期純利益							2,710,398
自己株式の取得							△804,890
自己株式の処分							128,474
持分法の適用範囲の変動							△6,112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	70,617	1,584,354	5,700	1,660,672	△23,786	52,380	1,689,267
当期変動額合計	70,617	1,584,354	5,700	1,660,672	△23,786	52,380	3,282,352
当期末残高	606,460	2,320,502	△5,544	2,921,419	13,804	399,640	23,745,518

計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,514,280
現金及び預金	6,513,159
受取手形	124,726
売掛金	5,838,176
商品	735,941
貯蔵品	1,527
前払費用	25,211
繰延税金資産	109,545
短期貸付金	128,483
その他	38,741
貸倒引当金	△1,234
固定資産	11,240,128
有形固定資産	228,852
建物	109,369
構築物	1,311
機械及び装置	70,196
車両運搬具	1,894
工具器具備品	39,528
土地	6,551
無形固定資産	164,758
借地権	70,000
ソフトウェア	89,998
その他	4,759
投資その他の資産	10,846,517
投資有価証券	1,216,962
関係会社株式	5,763,074
関係会社出資金	2,494,885
長期貸付金	131,916
保険積立金	396,600
長期預金	600,000
その他	244,454
貸倒引当金	△1,375
資産合計	24,754,409

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,683,600
支払手形	158,119
買掛金	1,484,835
電子記録債務	5,054,475
未払金	208,720
未払費用	83,890
未払法人税等	412,518
預り金	11,581
賞与引当金	168,535
役員賞与引当金	70,500
その他	30,423
固定負債	557,446
繰延税金負債	68,193
退職給付引当金	443,745
資産除去債務	13,992
その他	31,515
負債合計	8,241,047
純資産の部	
株主資本	15,893,096
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,627,365
資本準備金	1,611,444
その他資本剰余金	15,921
利益剰余金	13,335,861
利益準備金	147,356
その他利益剰余金	13,188,505
別途積立金	7,970,000
繰越利益剰余金	5,218,505
自己株式	△895,802
評価・換算差額等	606,460
その他有価証券評価差額金	606,460
新株予約権	13,804
純資産合計	16,513,361
負債・純資産合計	24,754,409

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	23,016,917
売上原価	18,018,355
売上総利益	4,998,561
販売費及び一般管理費	3,059,869
営業利益	1,938,692
営業外収益	441,713
受取利息及び配当金	428,468
為替差益	4,109
その他	9,135
営業外費用	4,479
その他	4,479
経常利益	2,375,925
特別利益	1,836
新株予約権戻入益	1,836
特別損失	40
固定資産除却損	40
税引前当期純利益	2,377,721
法人税、住民税及び事業税	799,514
法人税等調整額	13,855
当期純利益	1,564,351

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,825,671	1,611,444	25,294	1,636,738	147,356	7,970,000	4,088,938	12,206,295	△228,812	15,439,892
当期変動額										
剰余金の配当							△434,784	△434,784		△434,784
当期純利益							1,564,351	1,564,351		1,564,351
自己株式の取得									△804,837	△804,837
自己株式の処分			△9,372	△9,372					137,847	128,474
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△9,372	△9,372	-	-	1,129,566	1,129,566	△666,989	453,204
当期末残高	1,825,671	1,611,444	15,921	1,627,365	147,356	7,970,000	5,218,505	13,335,861	△895,802	15,893,096

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	535,843	535,843	37,590	16,013,326
当期変動額				
剰余金の配当				△434,784
当期純利益				1,564,351
自己株式の取得				△804,837
自己株式の処分				128,474
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	70,617	70,617	△23,786	46,831
当期変動額合計	70,617	70,617	△23,786	500,035
当期末残高	606,460	606,460	13,804	16,513,361

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社オーハシテクニカ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見 睦生 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳野 博之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須山誠一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーハシテクニカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社オーハシテクニカ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江見 睦生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芳野 博之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山誠一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社オーハシテクニカ 監査役会

常勤監査役 瀬 口 悦 雄 ㊟
社外監査役 三 好 徹 ㊟
社外監査役 新 妻 幹 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社では、中長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つと位置付けております。

第63期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の業績動向、財務基盤等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

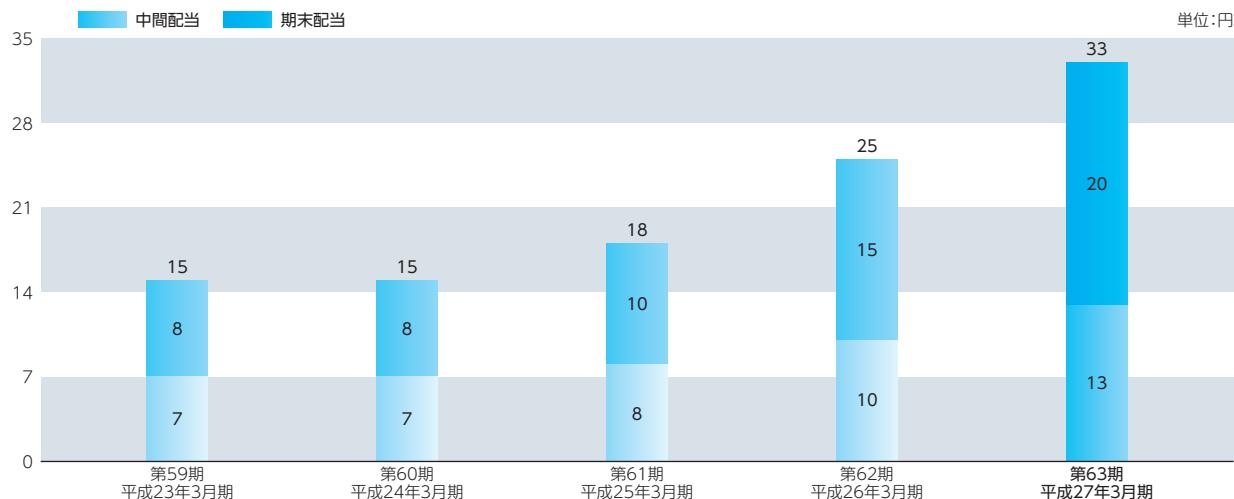
当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は303,845,820円となります。

これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき33円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日といたしたいと存じます。

配当金の推移



第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、業務執行体制の一層の強化を図るため、新たに取締役を2名増員することとし、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まえかわ とみよし 前川 富義 （昭和24年11月26日生）	昭和44年3月 当社入社 平成4年3月 Fas Tac,Inc.（現OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.）社長 平成7年5月 取締役 Fas Tac,Inc.社長 平成8年7月 取締役 Fas Tac,Inc.社長兼O.S.Technology,Inc.（現OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING INC.）社長 平成13年11月 取締役 海外事業部長 平成18年4月 常務取締役 海外事業部長 平成19年6月 代表取締役社長（現任）	225,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	しばさき まさる 柴崎 衛 （昭和31年5月14日生）	平成元年4月 当社入社 平成13年11月 OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.社長 平成15年6月 執行役員 同上 平成19年6月 取締役 経営企画部長 平成20年6月 取締役 経営企画部長兼海外事業部長 平成23年8月 取締役 営業本部長 平成26年6月 常務取締役（現任）	50,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	こばやし しょういちろう 小林 正一郎 (昭和28年4月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年6月 OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.社長 平成11年6月 執行役員 同上 平成14年11月 執行役員 南関東支店長 平成19年6月 取締役 第四営業統括部長 平成20年11月 取締役 調達本部長 平成27年2月 取締役 海外事業部長（現任）	63,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	とよだ こうじ 豊田 孝二 (昭和28年1月25日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年10月 大橋精密件（上海）有限公司総経理 平成19年6月 執行役員 同上 平成21年3月 執行役員 ファスニング営業部長 平成23年6月 上席執行役員 第二営業統括部長 平成23年12月 上席執行役員 オーハシ技研工業株式会社代表取締役社長 平成24年6月 取締役 オーハシ技研工業株式会社代表取締役社長（現任）	30,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※5	なかもら よしじ 中村 佳二 (昭和35年3月3日生)	昭和57年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成21年12月 当社出向 平成22年1月 管理部長 平成22年12月 当社入社 平成23年6月 執行役員 管理部長 平成23年8月 執行役員 経営企画部長（現任）	17,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※6	ひろせ まさや 廣瀬 正也 (昭和39年5月18日生)	昭和61年4月 当社入社 平成12年6月 立川支店長 平成19年1月 OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.社長 平成23年10月 営業本部東日本統括部長 平成24年6月 執行役員 営業本部東日本統括部長 平成26年3月 執行役員 営業本部第二統括部長 平成27年2月 執行役員 営業本部長（現任）	22,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	たぐち たけひさ 田口 武尚 （昭和18年7月14日生）	昭和37年 4月 東京国税局入局 平成12年 7月 葛飾税務署長 平成13年 7月 立川税務署長 平成14年 8月 税理士登録 平成20年 6月 当社社外監査役 平成25年 6月 当社社外取締役（現任）	5,900株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田口武尚氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田口武尚氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの税理士としての専門的知識や豊富な経験を当社の経営に活かしていただけると期待するからです。また、同氏は過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての役割を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 田口武尚氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、田口武尚氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としており、田口武尚氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 田口武尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第3号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役瀬口悦雄氏、三好徹氏が任期満了となります。つきましては、社外監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	^{せぐち} ^{えつお} 瀬口 悦雄 （昭和31年1月26日生）	昭和53年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成19年2月 当社出向 平成19年6月 業務管理部長 平成19年9月 内部統制統括部長 平成20年2月 当社入社 平成24年4月 監査役付参与 平成24年6月 監査役（現任）	10,000株
2	^{みよし} ^{とおる} 三好 徹 （昭和22年4月15日生）	昭和51年4月 弁護士登録。柏原法律事務所所属 昭和53年9月 三好総合法律事務所を開設、現在に至る 平成9年6月 当社社外監査役（現任）	14,100株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 三好徹氏は、社外監査役候補者であります。

3. 三好徹氏を社外監査役候補者とした理由は、これまでの弁護士としての専門的知識や豊富な経験を当社の経営に活かしていただけると期待するからです。また、同氏は過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断いたしました。

4. 三好徹氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって18年となります。

5. 当社は、三好徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としており、三好徹氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

6. 三好徹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案

当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会決議により導入いたしました「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を、平成24年6月21日開催の当社第60期定時株主総会においてその一部を改訂した上で継続することについて株主の皆様のご承認をいただきました。

現行の「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、本プランといいます。）の有効期間は、平成27年6月24日開催予定の当社第63期定時株主総会（以下、本定時株主総会といいます。）の終結の時までとなっております。

当社取締役会は、経済情勢並びに当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する観点から検討を重ねてまいりました結果、平成27年5月18日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの有効期間を平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとした上で、継続することを決議いたしました。

なお、上記取締役会においては、取締役全5名が出席し、本プランの継続につき全員一致で承認可決がなされております。また、社外監査役2名を含む監査役全3名が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、株主の皆様にご覧いただき、本プランの継続をお諮りするものであります。

当社株式等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社のステークホルダーとの関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきと考えております。また当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中にはその目的等から判断して、当社の企業価値や株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社取締役会や株主に対して当該大規模買付行為の内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、日本、米州、アセアン、中国、欧州を軸とするグローバル体制の構築により、自動車部品を重点市場として、グローバルサプライヤーとして国内外における「ファブレス&ファクトリー」機能を最大限に活用しながら、企業価値・株主共同の利益の確保と向上に努めております。

また、こうした事業展開を可能にするため、社員の研修教育に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。加えて、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断の努力により維持発展させていくことにより、当社グループの企業価値の向上ひいては株主の共同利益の確保につながるものと考えております。

2. 企業価値向上への取組みについて

今後の世界経済は、日本を含め先進国は緩やかな成長が見込まれるものの、中国、新興国の景気減速感の強まりや資源国の落ち込みなどもあり、今後の動向、自動車業界への影響について注視していく必要があります。こうした状況のなか、当社グループでは業績の拡大と経営基盤の安定的な確立をめざして、以下の課題にグループ一体となり取り組んでまいります。

(1) グローバル事業体制の強化、拡充

- ①新事業拠点展開や既存拠点の機能強化等による対応力向上
- ②独自技術の積極展開、製造機能強化、供給機能強化等による競争力向上

(2) 強みのある製造基盤の構築

- ①各製造拠点の生産対応能力を拡大し、ファクトリー機能を強化する
- ②独自の加工技術の開発

- (3) 供給体制、供給機能の強化・充実
 - ①調達先企業との戦略的な関係強化
 - ②グローバル調達体制の強化
- (4) 企業価値向上への取組み継続
 - ①実効的なコーポレート・ガバナンスの実現
 - ②ステークホルダーへの安定的な還元

3. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みについて

当社は、「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」という経営理念のもとで、グローバルに事業を展開しております。併せて社会の一員であることを強く認識し、公正かつ透明な企業活動に徹し豊かな社会の実現に努力するとともに、株主や投資家の皆様をはじめ、ユーザー、協力企業、社会から信頼され期待される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要な経営課題と考えております。

当社取締役会は5名の取締役（うち1名は社外取締役）で構成しており、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社法に定める取締役会の専決事項及び取締役会規定に定める付議事項を審議・決定しております。

取締役会の戦略決定及び業務監督機能と業務執行の分離を明確に図るため、平成11年度より執行役員制度を導入して、経営環境変化に迅速に対応できる体制としています。

当社は監査役会を設置しており、監査役は3名、うち社外監査役は2名であり非常勤であります。常時1名の監査役が執務しており、取締役会のほか経営戦略会議等の重要会議には全て出席し、取締役の職務執行状況を十分監査できる体制となっております。また、内部監査担当部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

Ⅲ. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取ることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、別紙1に定めた「特別委員会規定の概要」に従い、当社社外取締役、社外監査役及び社外有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

本プラン継続時点における「特別委員会委員就任予定者の氏名及び略歴」は、別紙2に記載のとおりであります。

平成27年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3の「当社の大株主の状況」に記載のとおりであります。

Ⅳ. 本プランの内容

1. 本プランの対象となる大規模買付等

次の（1）または（2）に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- （1）当社の株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

- (2) 当社の株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2. 大規模買付者に対する情報提供の要求

(1) 「意向表明書」の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、実行に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続きに従う旨の誓約等を日本語で記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

「意向表明書」には、別紙4で定める事項を記載していただき、その提出にあたっては、全部事項証明書、定款の写し、その他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(2) 必要情報の当社への提供

上記「意向表明書」を提出いただいた場合には、大規模買付行為に対する株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を得るため、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して評価・検討のために必要な日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます。）を提供していただきます。

①当社は、「意向表明書」の受領後10営業日以内に大規模買付者に対して、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを送付いたしますので、大規模買付者は、別紙5に定めた「大規模買付情報リスト」に従って20営業日以内に日本語で記載された十分な大規模買付情報を当社に提出していただきます。

②大規模買付情報の提供がなく、または提供された大規模買付情報では株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を求める場合があります。

(3) 株主の皆様に対する情報開示

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

3. 大規模買付行為の内容の検討

当社取締役会は、外部専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合は、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための検討期間として、次の期間を設定します。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けの場合には最大60日間

②他の大規模買付等の場合には最大90日間

次に、当社取締役会は、取締役会検討期間内において必要に応じて適宜、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者等から提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討及び当社取締役会の代替案の検討等を行います。こうした取締役会検討期間を設定したこと、当社取締役会として慎重にとりまとめた意見、大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案等を提供する場合には、当該代替案等について法令等に従い適時株主の皆様が開示いたします。また、当社取締役会の意見、代替案等については、大規模買付者に通知いたします。

4. 大規模買付行為に対する対抗措置の発動

(1) 「特別委員会」の設置

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付ルールを適正に運用し、対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、社外取締役、社外監査役並びに社外有識者で構成される「特別委員会」を設置いたします。

特別委員会は、取締役会検討期間中、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要、その他当社取締役会が適切に判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

①対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお別紙6に定める「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当すると判断される場合、または該当すると客観的・合理的に疑われる相当の事情がある場合、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

②対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付等の内容が本プランに定める手続きに従ったものであり、かつ明らかに企業価値を毀損しもしくは株主共同の利益を侵害するものとはいえないと判断した場合、または本対抗措置を発動することが適当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して本対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、特別委員会は、一度対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付等が上記①の要件を充足することとなった場合には、本対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(2) 取締役会の決議

当社取締役会は、(1)に定める特別委員会の勧告を最大限に尊重し、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記(2)の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合、または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、または勧告の有無に関わらず対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 大規模買付等の開始

大規模買付者は、本プランに定める手続を遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

5. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記4. (2)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当を行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙7「新株予約権の概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の中止または発動の停止を決議することがあります。

また、本新株予約権の無償割当の効力発生日後であっても、同様の理由により当社が新株予約権を取得することが適切であると判断した場合には、行使期間開始日の前日までの間に当社が当該新株予約権を無償取得する場合があります。

V. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く。）及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

Ⅵ. 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みとなっています。

4. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置します。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されております。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

5. 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅳ.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅴ.に記載のとおり、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅶ. 株主及び投資家の皆様への影響

1. 本プランの継続時に株主の皆様へ与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、大規模買付者等が本プランを遵守するか否かにより、当該大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主の皆様におかれましては、買付者等の動向にご留意ください。

株主の皆様に影響を及ぼすような買付者等の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

2. 本新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して、直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者等につきましても、この対抗措置の発動により、結果的に法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記Ⅳ.4. (3)に記載の手続等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

例えば、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

3. 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

(1) 本新株予約権の無償割当の効力発生日における手続き

本新株予約権の無償割当の手続きに関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続きは不要です。

(2) 本新株予約権の無償割当の実施後における、本新株予約権の行使、または取得に際しての株主の皆様に必要な手続き

当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、当社は会社法に定められた手続きに従い取締役会の決議を行い、かつ新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

また、大規模買付者及びそのグループを対象として本新株予約権を行使することができないものとして定めた非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は会社法に定められた手続きに従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様へ割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては行使期間内に本新株予約権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、いずれの手続きを行う場合であっても、当社はその手続きの詳細に関して適用ある法令等に基づき適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社より開示される情報に十分にご留意ください。

以上

特別委員会規定の概要

(目的)

1. 特別委員会は、当社株式等の大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社取締役会の決議により設置される。

(委員の選任)

2. 特別委員会の委員は4名とし、当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

(委員の任期)

3. 特別委員会の委員の任期は、社外取締役、社外監査役については当該取締役、監査役の任期とし、社外有識者については定時株主総会において決議される本プランの期間とする。

(招集及び議長の選任)

4. 特別委員会は、当社取締役会の決議にもとづき、取締役会議長が招集する。特別委員会の議長は、特別委員会の委員の互選により選定される。

(決議方法)

5. 特別委員会の決議は、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(決議事項)

6. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項
特別委員会は、上記の各号について審議・決議を行うに当たり、買収提案者や買収提案の内容等について情報及び資料を十分に収集し、中立公平な観点から慎重に検討を行う。

(委員会への報告)

7. 特別委員会は、買収提案者や買収提案の内容等についての情報及び資料を収集するに当たり、当社代表取締役等に対し、必要な情報及び資料を収集して委員会に報告するよう求めることができる。当社代表取締役等は、できる限り委員会の情報・資料の収集に協力するよう努めるものとする。

(外部からの助言)

8. 特別委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ること等ができる。

特別委員会委員就任予定者の氏名・略歴

氏名（生年月日）	略 歴
みよし とおる 三好 徹 （昭和22年4月15日生）	昭和51年4月 弁護士登録。柏原法律事務所所属 昭和53年9月 三好総合法律事務所を開設、現在に至る 平成9年6月 当社社外監査役（現任）

三好徹氏と当社の間、特別の利害関係はありません。

氏名（生年月日）	略 歴
たぐち たけひさ 田口 武尚 （昭和18年7月14日生）	昭和37年4月 東京国税局入局 平成12年7月 葛飾税務署長 平成13年7月 立川税務署長 平成14年8月 税理士登録 平成20年6月 当社社外監査役 平成25年6月 当社社外取締役（現任）

田口武尚氏と当社の間、特別の利害関係はありません。

氏名（生年月日）	略 歴
にいづま みきお 新妻 幹夫 （昭和25年12月11日生）	昭和51年4月 東京国税局入局 平成13年7月 戸塚税務署副署長 平成19年7月 東京国税局査察部査察国際課長 平成21年7月 藤沢税務署長 平成23年8月 税理士登録 平成25年6月 当社社外監査役（現任）

新妻幹夫氏と当社の間、特別の利害関係はありません。

氏名（生年月日）	略 歴
たぐち ひろし 田口 弘 （昭和11年9月22日生）	昭和37年11月 中央信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 平成元年6月 同行検査部長 平成3年4月 ニッシンジーエフ株式会社常務取締役 平成9年7月 同社常務取締役退任 平成10年6月 当社監査役（社外監査役） 平成20年6月 当社監査役退任

田口弘氏と当社の間、特別の利害関係はありません。

当社の大株主の状況（平成27年3月31日現在）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
オーハシテクニカ取引先持株会	1,396,900	9.1
株式会社みずほ銀行	751,400	4.9
日本生命保険相互会社	660,000	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	526,800	3.4
阿部 泰三	486,600	3.2
久保 好江	472,680	3.1
久保 雅嗣	472,680	3.1
日野自動車株式会社	400,000	2.6
大橋 玲子	353,700	2.3
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.2

（注）当社は自己株式1,047,749株を保有しております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

意向表明書

1. 大規模買付者の概要

- ①氏名または名称及び住所または所在地
- ②代表者の役職及び氏名
- ③会社等の目的及び事業の内容
- ④大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

2. 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数及び「意向表明書」提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

3. 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要

- ①大規模買付行為により取得を予定する当社株式等の種類及び数
- ②大規模買付行為の目的
支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為その他の目的がある場合にはその旨及び内容。
なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。

4. 本プランに従う旨の誓約

大規模買付情報リスト

1. 大規模買付者及びそのグループの詳細
沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴、直近3事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況
2. 大規模買付等の目的の具体的内容、方法及び内容
3. 大規模買付等の対価の種類及び金額、並びに当該金額算定の根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
4. 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
6. 買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
7. 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
8. 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
9. 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
10. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付者が、当社の経営に参画する意思がないにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で、当社株式等の買付けを行っている、または行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社株式等の買付けを行っているとして判断される場合
3. 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株式等の買付けを行っているとして判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをする目的で当社株式等の買付けを行っているとして判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠その他の条件の具体的内容、当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで、当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または発展を妨げるおそれがあると判断される場合
8. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
9. その他上記1から8までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展を著しく損なうと合理的に判断される場合

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される当社が発行する株式の総数から発行済株式総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属するものに行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

以上

台湾に新会社を設立いたしました。

当社は、事業戦略である「ファブレス & ファクトリー」のファブレス機能強化のため、グローバルな調達基盤の構築を進めております。

本年4月、台湾高雄市に調達基盤強化の一環として、新会社を設立いたしました。

今後、当社グループの業績拡大に貢献するものと期待しております。



台湾大橋精密 股份有限公司

(OHASHI TECHNICA TAIWAN CO.,LTD.)

平成27年6月 営業開始予定

企業情報 (平成27年3月31日現在)

会社概要

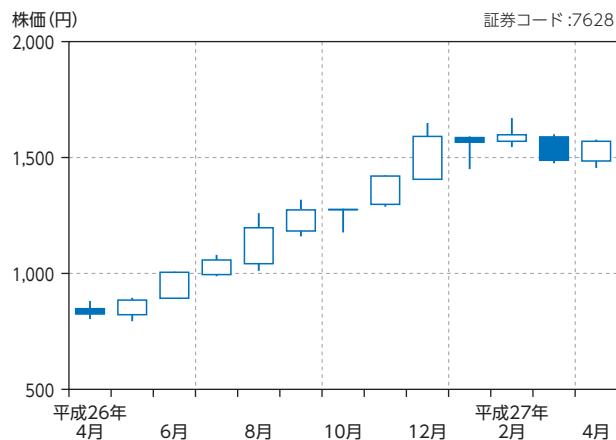
社名 株式会社オーハシテクニカ OHASHI TECHNICA, INC.
本社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目7番2号
設立 1953年(昭和28年)3月12日
資本金 18億2,567万円
従業員数 グループ合計809名
連結子会社 国内2社、海外10社
持分法適用関連会社 国内1社
主な事業内容 ①自動車関連部品等の設計開発・製造・販売
②物流業務並びに輸出入業務

株式情報

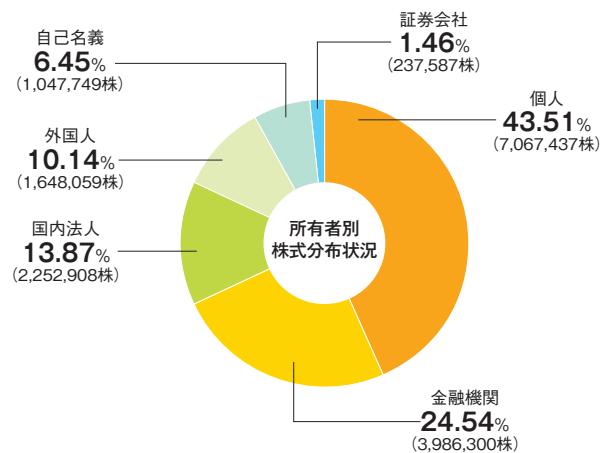
株式数及び株主数

発行可能株式総数……………64,000,000株
発行済株式総数……………16,240,040株
株主数……………6,168名

株価の推移(東京証券取引所)



所有者別株式分布状況



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	
定時株主総会・期末配当 中間配当	毎年3月31日 毎年9月30日
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告方法	下記ホームページに掲載いたします。 http://www.ohashi.co.jp

**住所変更、単元未満株式の
買取のお申出先について**

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が
開設されました株主様は、特別口座の口座管
理機関である三井住友信託銀行株式会社にお
申出ください。

**未払配当金の支払いに
ついて**

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式
会社にお申出ください。

配当金計算書について

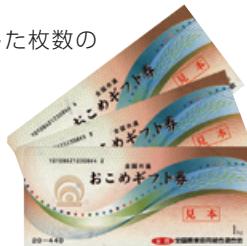
配当金お支払いの際にご送付しております
「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に
基づく「支払通知書」を兼ねております。確定
申告を行う際は、その添付資料としてご使用
いただくことができます。確定申告をなされ
る株主様は大切に保管ください。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いた
だしている株主様につきましては、源泉徴収税
額の計算は証券会社等にて行われます。確定
申告を行う際の添付資料につきましては、お
取引の証券会社にご確認をお願いします。

株主優待のご案内

当社では、株主の皆様にご感謝の意を示すとともに、長期的なご支援をいた
だけるよう、株主優待を実施しています。

100株以上保有の全株主様に、保有数に応じた枚数の
おこめギフト券を年に2回お届けしています。

また、2008年からは長期保有優遇制度も導入
いたしており、3年以上継続保有の株主様に対し
ては、さらにおこめギフト券を1枚(1kg)追加進
呈いたしております。



～株主優待の内容～ おこめギフト券を進呈

100株以上	1枚 (1kg)
1,000株以上	3枚 (3kg)
10,000株以上	5枚 (5kg)

※3年以上継続保有の株主様に対しては、さらに
1枚を追加進呈いたしております。

割当基準日	3月末日・9月末日
優待回数	年2回

株主総会会場ご案内図

時事通信ホール(時事通信ビル2階)

東京都中央区銀座五丁目15番8号

電話 03-3546-6606



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線
 「東銀座駅」6番出口から徒歩1分
 都営地下鉄大江戸線 「築地市場駅」A3出口から徒歩4分
 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線
 「銀座駅」A5出口から徒歩7分
 JR山手線・京浜東北線 「有楽町駅」中央口から徒歩12分
 (注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株式会社オーハシテクニカ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目7番2号

TEL. 03-5404-4411 (代)

IRに関してのお問い合わせ：ir@ohashi.co.jp



PROJECT-
With the Earth

この冊子の印刷・製本に係るCO₂は
PROJECT-With the Earth を
通じてオフセット(相殺)しています。

